

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		防火対象物使用開始届の未届による過料処分
根拠条例・規則名		さいたま市火災予防条例
条 項		第 7 3 条
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>さいたま市火災予防条例第 6 3 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 未届けの場合 未届けであることが明らかであり、再三の届出指導にも応じないとき。</p> <p>(2) 虚偽の届出の場合 虚偽の内容によって消防用設備等の設置を免れようとしていることが明らかであり、再三の修正指導にも応じないとき。</p>
	設定等年月日	平成 2 0 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		